

阿賀町不妊治療交通費助成事業について

阿賀町では、不妊治療を受ける際にかかる交通費の一部を助成します。

◆対象者

町内に住所を有し、町内に現に居住する夫婦で、不妊治療を受ける方

(注) 各治療開始時において、妻の年齢が43歳未満の方が対象となります。

◆助成内容

不妊治療（タイミング療法・人工授精・体外受精・顕微授精）をうける際の通院にかかる、交通費を助成します。

(自宅～医療機関までの往復の距離 × 20円 × 治療通院回数)

【例】病院までの往復の距離が110km、治療通院回数が4回の場合

$110\text{km} \times 20\text{円} (1\text{kmあたり} 20\text{円}) \times 4\text{回} = 8,800\text{円}$

※令和4年4月以降の治療分にかかる交通費等について、対象となります。

◆申請方法

以下の必要なものを持って、不妊治療が終了した月の末日から1年以内に阿賀町こども・健康推進課（各支所）へ申請してください。

申請に必要なもの

- ①不妊治療交通費助成申請書（様式1号）※医療機関からの証明は不要です。
- ②不妊治療を受けたこと、受診日が確認できるもの（領収書と診療明細書等）
- ③振込先の口座情報が確認できるもの（通帳やキャッシュカードの写し）

◆お問い合わせ先

阿賀町こども・健康推進課 こども係 ☎92-5762